

介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和元年10月施行版)

令和元年10月

- A3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(1割負担)
- A3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(2割負担)
- A3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(3割負担)
- A7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(1割負担)
- A7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(2割負担)
- A7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(3割負担)
- AF 介護予防ケアマネジメント

桜井市 高齢福祉課

3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(1割負担)

●包括報酬型サービスコード

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付率	算定 単位	
種別	項目							
A3	2001	包括報酬型サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	1,172	90%	1月につき	
A3	2002	包括報酬型サービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの 組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,055		90%
A3	2003	包括報酬型サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	2,342	90%		
A3	2004	包括報酬型サービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの 組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,108		90%
A3	2005	包括報酬型サービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	3,715	90%		
A3	2006	包括報酬型サービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの 組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3,344		90%

●予防型身体ヘルプサービス単独コード

A3	2011	予防型身体ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可	267	90%	1回につき	
A3	2012	予防型身体ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90%	240		90%
A3	2013	予防型身体ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可	271	90%		
A3	2014	予防型身体ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90%	244		90%
A3	2015	予防型身体ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可	286	90%		
A3	2016	予防型身体ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90%	257		90%

●生活援助ヘルプサービス単独コード

A3	2021	生活援助ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可	225	90%	1回につき	
A3	2022	生活援助ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90%	203		90%
A3	2023	生活援助ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可	225	90%		
A3	2024	生活援助ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90%	203		90%
A3	2025	生活援助ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可	225	90%		
A3	2026	生活援助ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90%	203		90%

●加算用サービスコード1(共通)

A3	2031	訪問型サービス初回加算			200	90%	1月につき
A3	2032	訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100	90%	
A3	2033	訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200	90%	

●加算用サービスコード2(包括報酬型用)

A3	2041	包括報酬型サービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定		<2001~2006と算定>	170	90%	1月につき
A3	2042	包括報酬型サービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定		<2001~2006と算定>	124	90%	
A3	2043	包括報酬型サービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定		<2001~2006と算定>	68	90%	
A3	2044	包括報酬型サービスⅠ-介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定		<2001~2006と算定>	78	90%	
A3	2045	包括報酬型サービスⅠ-介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定		<2001~2006と算定>	52	90%	

●加算用サービスコード3(予防型身体ヘルプサービス用)

A3	2051	予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで		<2011~2016と算定>	39	90%	1回につき
A3	2052	予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで		<2011~2016と算定>	29	90%	
A3	2053	予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで		<2011~2016と算定>	16	90%	
A3	2054	予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで		<2011~2016と算定>	18	90%	
A3	2055	予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで		<2011~2016と算定>	12	90%	

●加算用サービスコード4(生活援助ヘルプサービス用)

A3	2061	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで		<2021~2026と算定>	31	90%	1回につき
A3	2062	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで		<2021~2026と算定>	23	90%	
A3	2063	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで		<2021~2026と算定>	12	90%	

3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(2割負担)

●包括報酬型サービスコード

サービスコード		サービス名称	算定項目	合成 単位数	給付率	算定 単位		
種類	項目							
A3	2101	包括報酬型サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	1.172	80%	1月につき	
A3	2102	包括報酬型サービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 80%	1.055		80%
A3	2103	包括報酬型サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	2.342	80%		
A3	2104	包括報酬型サービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 80%	2.108		80%
A3	2105	包括報酬型サービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	3.715	80%		
A3	2106	包括報酬型サービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 80%	3.344		80%

●予防型身体ヘルプサービス単独コード

A3	2111	予防型身体ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可	267	80%	1回につき	
A3	2112	予防型身体ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 80%	240		80%
A3	2113	予防型身体ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可	271	80%		
A3	2114	予防型身体ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 80%	244		80%
A3	2115	予防型身体ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可	286	80%		
A3	2116	予防型身体ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 80%	257		80%

●生活援助ヘルプサービス単独コード

A3	2121	生活援助ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可	225	80%	1回につき	
A3	2122	生活援助ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 80%	203		80%
A3	2123	生活援助ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可	225	80%		
A3	2124	生活援助ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 80%	203		80%
A3	2125	生活援助ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可	225	80%		
A3	2126	生活援助ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 80%	203		80%

●加算用サービスコード1(共通)

A3	2131	訪問型サービス初回加算			200	80%	1月につき
A3	2132	訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100	80%	
A3	2133	訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200	80%	

●加算用サービスコード2(包括報酬型用)

A3	2141	包括報酬型サービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101~2106と算定>	170	80%	1月につき
A3	2142	包括報酬型サービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101~2106と算定>	124	80%	
A3	2143	包括報酬型サービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101~2106と算定>	68	80%	
A3	2144	包括報酬型サービスⅠ-介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101~2106と算定>	78	80%	
A3	2145	包括報酬型サービスⅠ-介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101~2106と算定>	52	80%	

●加算用サービスコード3(予防型身体ヘルプサービス用)

A3	2151	予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2111~2116と算定>	39	80%	1回につき
A3	2152	予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2111~2116と算定>	29	80%	
A3	2153	予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2111~2116と算定>	16	80%	
A3	2154	予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2111~2116と算定>	18	80%	
A3	2155	予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2111~2116と算定>	12	80%	

●加算用サービスコード4(生活援助ヘルプサービス用)

A3	2161	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2121~2126と算定>	31	80%	1回につき
A3	2162	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2121~2126と算定>	23	80%	
A3	2163	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2121~2126と算定>	12	80%	

3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(3割負担)

●包括報酬型サービスコード

サービスコード		サービス名称	算定項目	合成分数	給付率	算定単位	
種類	項目						
A3	2201	包括報酬型サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) ※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	1.172	70%	1月につき	
A3	2202	包括報酬型サービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) ※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 70%	1.055		70%
A3	2203	包括報酬型サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) ※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	2.342	70%		
A3	2204	包括報酬型サービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) ※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 70%	2.108		70%
A3	2205	包括報酬型サービスⅢ	要支援2(週3回程度) ※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	3.715	70%		
A3	2206	包括報酬型サービスⅢ・同一建物	要支援2(週3回程度) ※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 70%	3.344		70%

●予防型身体ヘルプサービス単独コード

A3	2211	予防型身体ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで算定可	267	70%	1回につき	
A3	2212	予防型身体ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 70%	240		70%
A3	2213	予防型身体ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) ※1月の中で全部で5回から8回まで算定可	271	70%		
A3	2214	予防型身体ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) ※1月の中で全部で5回から8回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 70%	244		70%
A3	2215	予防型身体ヘルプサービスⅢ	要支援2(週3回程度) ※1月の中で全部で9回から12回まで算定可	286	70%		
A3	2216	予防型身体ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2(週3回程度) ※1月の中で全部で9回から12回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 70%	257		70%

●生活援助ヘルプサービス単独コード

A3	2221	生活援助ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) ※1月の中で全部で5回まで算定可	225	70%	1回につき	
A3	2222	生活援助ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) ※1月の中で全部で5回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 70%	203		70%
A3	2223	生活援助ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) ※1月の中で全部で10回まで算定可	225	70%		
A3	2224	生活援助ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) ※1月の中で全部で10回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 70%	203		70%
A3	2225	生活援助ヘルプサービスⅢ	要支援2(週3回程度) ※1月の中で全部で15回まで算定可	225	70%		
A3	2226	生活援助ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2(週3回程度) ※1月の中で全部で15回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 70%	203		70%

●加算用サービスコード1(共通)

A3	2231	訪問型サービス初回加算		200	70%	1月につき
A3	2232	訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100	70%	
A3	2233	訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200	70%	

●加算用サービスコード2(包括報酬型用)

A3	2241	包括報酬型サービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201~2206と算定>	170	70%	1月につき
A3	2242	包括報酬型サービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201~2206と算定>	124	70%	
A3	2243	包括報酬型サービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201~2206と算定>	68	70%	
A3	2244	包括報酬型サービスⅠ-介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201~2206と算定>	78	70%	
A3	2245	包括報酬型サービスⅠ-介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201~2206と算定>	52	70%	

●加算用サービスコード3(予防型身体ヘルプサービス用)

A3	2251	予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2211~2216と算定>	39	70%	1回につき
A3	2252	予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2211~2216と算定>	29	70%	
A3	2253	予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2211~2216と算定>	16	70%	
A3	2254	予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2211~2216と算定>	18	70%	
A3	2255	予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2211~2216と算定>	12	70%	

●加算用サービスコード4(生活援助ヘルプサービス用)

A3	2261	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2221~2226と算定>	31	70%	1回につき
A3	2262	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2221~2226と算定>	23	70%	
A3	2263	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2221~2226と算定>	12	70%	

7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(1割負担)

(1) 予防型デイサービス

◎基本報酬

サービスコード 種類	項目	サービス名称	算定要件		合成 単位数	給付率	算定 単位
			事業対象者・要支援1	※5回以上利用時に算定可			
A7	3101	予防型デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※5回以上利用時に算定可	1655	90%	1月につき
A7	3102	予防型デイサービス2(包括)	要支援2	※9回以上利用時に算定可	3393	90%	1月につき
A7	3103	予防型デイサービス・同一建物(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1279	90%	1月につき
A7	3104	予防型デイサービス・定超(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1159	90%	1月につき
A7	3105	予防型デイサービス・定超・同一建物(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		783	90%	1月につき
A7	3106	予防型デイサービス・人欠(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1159	90%	1月につき
A7	3107	予防型デイサービス・人欠・同一建物(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		783	90%	1月につき
A7	3111	予防型デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※4回まで算定可	380	90%	1回につき
A7	3112	予防型デイサービス2(回数)	要支援2	※8回まで算定可	391	90%	1回につき
A7	3113	予防型デイサービス・同一建物減算(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		305	90%	1回につき
A7	3114	予防型デイサービス・定超(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		266	90%	1回につき
A7	3115	予防型デイサービス・定超・同一建物(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		191	90%	1回につき
A7	3116	予防型デイサービス・人欠(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		266	90%	1回につき
A7	3117	予防型デイサービス・人欠・同一建物(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		191	90%	1回につき

◎加算

A7	3121	予防型デイサービス若年性認知症受入加算			240	90%	1月につき
A7	3122	予防型デイサービス生活機能向上グループ活動加算			100	90%	
A7	3123	予防型デイサービス運動器機能向上加算			225	90%	
A7	3124	予防型デイサービス栄養改善加算			150	90%	
A7	3125	予防型デイサービス口腔機能向上加算			150	90%	
A7	3126	予防型デイサービス生活機能向上連携加算 I			200	90%	
A7	3127	予防型デイサービス生活機能向上連携加算 II	(運動器機能向上加算を算定している場合)		100	90%	
A7	3128	予防型デイサービス栄養スクリーニング加算	※ 6月に1回のみ算定可		5	90%	
A7	3129	予防型デイサービス選択のサービス複数実施加算 I 1	運動器機能向上及び栄養改善		480	90%	
A7	3130	予防型デイサービス選択のサービス複数実施加算 I 2	運動器機能向上及び口腔機能向上		480	90%	
A7	3131	予防型デイサービス選択のサービス複数実施加算 I 3	栄養改善及び口腔機能向上		480	90%	
A7	3132	予防型デイサービス選択のサービス複数実施加算 II	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上		700	90%	
A7	3133	予防型デイサービス事業所評価加算			120	90%	
A7	3141	予防型デイサービス提供体制強化加算 I イ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101~3107と算定>	72	90%	
A7	3142	予防型デイサービス提供体制強化加算 I ロ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101~3107と算定>	48	90%	
A7	3143	予防型デイサービス提供体制強化加算 II(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101~3107と算定>	24	90%	
A7	3144	予防型デイサービス提供体制強化加算 I イ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111~3117と算定>	18	90%	1回につき
A7	3145	予防型デイサービス提供体制強化加算 I ロ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111~3117と算定>	12	90%	
A7	3146	予防型デイサービス提供体制強化加算 II(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111~3117と算定>	6	90%	
A7	3151	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算 I(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101~3107と算定>	100	90%	1月につき
A7	3152	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算 II(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101~3107と算定>	73	90%	
A7	3153	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算 III(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101~3107と算定>	39	90%	
A7	3154	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算 I(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111~3117と算定>	23	90%	1回につき
A7	3155	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算 II(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111~3117と算定>	17	90%	
A7	3156	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算 III(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111~3117と算定>	9	90%	
A7	3157	予防型デイサービス介護職員等特定処遇改善加算 I(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3151~3153と算定>	20	90%	1月につき
A7	3158	予防型デイサービス介護職員等特定処遇改善加算 II(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3151~3153と算定>	17	90%	
A7	3159	予防型デイサービス介護職員等特定処遇改善加算 I(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3154~3156と算定>	5	90%	1回につき
A7	3160	予防型デイサービス介護職員等特定処遇改善加算 II(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3154~3156と算定>	4	90%	

(2)機能訓練デイサービス

サービスコード	項目	サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付率	算定 単位
A7	包括	3201 機能訓練デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※6回以上利用時に算定可	1655	90%	1月につき
A7		3202 機能訓練デイサービス2(包括)	要支援2	※11回以上利用時に算定可	3393	90%	1月につき
A7	回数	3211 機能訓練デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※5回まで算定可	322	90%	1回につき
A7		3212 機能訓練デイサービス2(回数)	要支援2	※10回まで算定可	332	90%	1回につき
A7		3231 機能訓練デイサービス運動器機能向上加算			225	90%	1月につき
A7		3232 機能訓練デイサービス栄養改善加算			150	90%	
A7		3233 機能訓練デイサービス口腔機能向上加算			150	90%	
A7		3234 機能訓練デイサービス選択的サービス複数実施加算 I 1	運動器機能向上及び栄養改善		480	90%	
A7		3235 機能訓練デイサービス選択的サービス複数実施加算 I 2	運動器機能向上及び口腔機能向上		480	90%	
A7		3236 機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(運動器機能向上加算を算定している場合)		100	90%	
A7	包括	3241 機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3201または3202と算定>	100	90%	1月につき
A7		3242 機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3201または3202と算定>	73	90%	
A7		3243 機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3201または3202と算定>	39	90%	
A7	回数	3244 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3211または3212と算定>	20	90%	1回につき
A7		3245 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3211または3212と算定>	14	90%	
A7		3246 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3211または3212と算定>	8	90%	

(3)ミニデイサービス

サービスコード	項目	サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付率	算定 単位
A7	包括	3301 ミニデイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※7回以上利用時に算定可	1655	90%	1月につき
A7		3302 ミニデイサービス2(包括)	要支援2	※13回以上利用時に算定可	3393	90%	1月につき
A7	回数	3311 ミニデイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※6回まで算定可	266	90%	1回につき
A7		3312 ミニデイサービス2(回数)	要支援2	※12回まで算定可	273	90%	1回につき
A7		3321 ミニデイ入浴加算	※権市独自設定加算		50	90%	1月につき
A7		3331 ミニデイサービス運動器機能向上加算			225	90%	
A7		3332 ミニデイサービス栄養改善加算			150	90%	
A7		3333 ミニデイサービス口腔機能向上加算			150	90%	
A7		3334 ミニデイサービス選択的サービス複数実施加算 I 1	運動器機能向上及び栄養改善		480	90%	
A7		3335 ミニデイサービス選択的サービス複数実施加算 I 2	運動器機能向上及び口腔機能向上		480	90%	
A7		3336 ミニデイサービス選択的サービス複数実施加算 I 3	栄養改善及び口腔機能向上		480	90%	
A7	包括	3341 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3301または3302と算定>	100	90%	1月につき
A7		3342 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3301または3302と算定>	73	90%	
A7		3343 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3301または3302と算定>	39	90%	
A7	回数	3344 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3311または3312と算定>	16	90%	1回につき
A7		3345 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3311または3312と算定>	12	90%	
A7		3346 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3311または3312と算定>	6	90%	

※ ミニデイ入浴加算は、権市市が独自で設定する加算です。基本報酬と併せて、国が定める額(介護予防給付の単価)を超えることはできません。事業対象者・要支援1は1,655単位、要支援2は3,393単位を上限とします。

7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(2割負担)

(1) 予防型デイサービス

◎基本報酬

サービスコード	項目	サービス名称	算定要件		合成 単位数	給付率	算定 単位
A7	包括	3401 予防型デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※9回以上利用時に算定可	1655	80%	1月につき
A7		3402 予防型デイサービス2(包括)	要支援2	※9回以上利用時に算定可	3393	80%	1月につき
A7		3403 予防型デイサービス・同一建物(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1279	80%	1月につき
A7		3404 予防型デイサービス・定超(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1159	80%	1月につき
A7		3405 予防型デイサービス・定超・同一建物(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		783	80%	1月につき
A7		3406 予防型デイサービス・人欠(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1159	80%	1月につき
A7		3407 予防型デイサービス・人欠・同一建物(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		783	80%	1月につき
A7		回数	3411 予防型デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※4回まで算定可	380	80%
A7	3412 予防型デイサービス2(回数)		要支援2	※8回まで算定可	391	80%	1回につき
A7	3413 予防型デイサービス・同一建物減算(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		305	80%	1回につき
A7	3414 予防型デイサービス・定超(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		266	80%	1回につき
A7	3415 予防型デイサービス・定超・同一建物(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		191	80%	1回につき
A7	3416 予防型デイサービス・人欠(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		266	80%	1回につき
A7	3417 予防型デイサービス・人欠・同一建物(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		191	80%	1回につき

◎加算

A7	包括	3421 予防型デイサービス若年性認知症受入加算			240	80%	1月につき	
A7		3422 予防型デイサービス生活機能向上グループ活動加算			100	80%		
A7		3423 予防型デイサービス運動器機能向上加算			225	80%		
A7		3424 予防型デイサービス栄養改善加算			150	80%		
A7		3425 予防型デイサービス口腔機能向上加算			150	80%		
A7		3426 予防型デイサービス生活機能向上連携加算 I			200	80%		
A7		3427 予防型デイサービス生活機能向上連携加算 II	(運動器機能向上加算を算定している場合)		100	80%		
A7		3428 予防型デイサービス栄養スクリーニング加算	※ 6月に1回のみ算定可		5	80%		
A7		3429 予防型デイサービス選択的サービス複数実施加算 I 1	運動器機能向上及び栄養改善		480	80%		
A7		3430 予防型デイサービス選択的サービス複数実施加算 I 2	運動器機能向上及び口腔機能向上		480	80%		
A7		3431 予防型デイサービス選択的サービス複数実施加算 I 3	栄養改善及び口腔機能向上		480	80%		
A7		3432 予防型デイサービス選択的サービス複数実施加算 II	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上		700	80%		
A7		3433 予防型デイサービス事業所評価加算			120	80%		
A7		包括	3441 予防型デイサービス提供体制強化加算 I イ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3407と算定>	72		80%
A7			3442 予防型デイサービス提供体制強化加算 I ロ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3407と算定>	48		80%
A7	3443 予防型デイサービス提供体制強化加算 II(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3407と算定>	24	80%		
A7	回数	3444 予防型デイサービス提供体制強化加算 I イ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3417と算定>	18	80%		
A7		3445 予防型デイサービス提供体制強化加算 I ロ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3417と算定>	12	80%		
A7		3446 予防型デイサービス提供体制強化加算 II(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3417と算定>	6	80%		
A7	包括	3451 予防型デイサービス介護職員処遇改善加算 I(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3407と算定>	100	80%		
A7		3452 予防型デイサービス介護職員処遇改善加算 II(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3407と算定>	73	80%		
A7		3453 予防型デイサービス介護職員処遇改善加算 III(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3407と算定>	39	80%		
A7	回数	3454 予防型デイサービス介護職員処遇改善加算 I(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3417と算定>	23	80%		
A7		3455 予防型デイサービス介護職員処遇改善加算 II(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3417と算定>	17	80%		
A7		3456 予防型デイサービス介護職員処遇改善加算 III(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3417と算定>	9	80%		
A7	包括	3457 予防型デイサービス介護職員等特定処遇改善加算 I(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3451～3453と算定>	20	80%		
A7		3458 予防型デイサービス介護職員等特定処遇改善加算 II(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3451～3453と算定>	17	80%		
A7	回数	3459 予防型デイサービス介護職員等特定処遇改善加算 I(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3454～3456と算定>	5	80%		
A7		3460 予防型デイサービス介護職員等特定処遇改善加算 II(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3454～3456と算定>	4	80%		

(2) 機能訓練デイサービス

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付率	算定 単位
種類	項目						
A7	包括	3501 機能訓練デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※6回以上利用時に算定可	1655	80%	1月につき
A7		3502 機能訓練デイサービス2(包括)	要支援2	※11回以上利用時に算定可	3393	80%	1月につき
A7	回数	3511 機能訓練デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※5回まで算定可	322	80%	1回につき
A7		3512 機能訓練デイサービス2(回数)	要支援2	※10回まで算定可	332	80%	1回につき
A7		3521 機能訓練デイサービス運動器機能向上加算			225	80%	1月につき
A7		3522 機能訓練デイサービス栄養改善加算			150	80%	
A7		3533 機能訓練デイサービス口腔機能向上加算			150	80%	
A7		3534 機能訓練デイサービス選択のサービス複数実施加算Ⅰ1	運動器機能向上及び栄養改善		480	80%	
A7		3535 機能訓練デイサービス選択のサービス複数実施加算Ⅰ2	運動器機能向上及び口腔機能向上		480	80%	
A7		3536 機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(運動器機能向上加算を算定している場合)		100	80%	
A7	包括	3541 機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501または3502と算定>	100	80%	1月につき
A7		3542 機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501または3502と算定>	73	80%	
A7		3543 機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501または3502と算定>	39	80%	
A7	回数	3544 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3511または3512と算定>	20	80%	1回につき
A7		3545 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3511または3512と算定>	14	80%	
A7		3546 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3511または3512と算定>	8	80%	

(3) ミニデイサービス

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付率	算定 単位
種類	項目						
A7	包括	3601 ミニデイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※7回以上利用時に算定可	1655	80%	1月につき
A7		3602 ミニデイサービス2(包括)	要支援2	※13回以上利用時に算定可	3393	80%	1月につき
A7	回数	3611 ミニデイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※6回まで算定可	266	80%	1回につき
A7		3612 ミニデイサービス2(回数)	要支援2	※12回まで算定可	273	80%	1回につき
A7		3622 ミニデイ入浴加算	※桜井市独自設定加算		50	80%	1月につき
A7		3631 ミニデイサービス運動器機能向上加算			225	80%	
A7		3632 ミニデイサービス栄養改善加算			150	80%	
A7		3633 ミニデイサービス口腔機能向上加算			150	80%	
A7		3634 ミニデイサービス選択のサービス複数実施加算Ⅰ1			480	80%	
A7		3635 ミニデイサービス選択のサービス複数実施加算Ⅰ2			480	80%	
A7	3636 ミニデイサービス選択のサービス複数実施加算Ⅰ3			480	80%		
A7	包括	3641 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3601または3602と算定>	100	80%	1月につき
A7		3642 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3601または3602と算定>	73	80%	
A7		3643 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3601または3602と算定>	39	80%	
A7	回数	3644 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3611または3612と算定>	16	80%	1回につき
A7		3645 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3611または3612と算定>	12	80%	
A7		3646 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3611または3612と算定>	6	80%	

※ ミニデイ入浴加算は、桜井市が独自で設定する加算です。基本報酬と併せて、国が定める額(介護予防給付の準備)を超えることはできません。
 事業対象者・要支援1は1,655単位、要支援2は3,393単位を上限とします。

7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(3割負担)

(1) 予防型デイサービス

◎基本報酬

サービスコード	項目	サービス名称	算定要件		合成 単位数	給付率	算定 単位
A7	3701	予防型デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※9回以上利用時に算定可	1655	70%	1月につき
A7	3702	予防型デイサービス2(包括)	要支援2	※9回以上利用時に算定可	3393	70%	1月につき
A7	3703	予防型デイサービス・同一建物(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1279	70%	1月につき
A7	3704	予防型デイサービス・定超(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1159	70%	1月につき
A7	3705	予防型デイサービス・定超・同一建物(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		783	70%	1月につき
A7	3706	予防型デイサービス・人欠(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1159	70%	1月につき
A7	3707	予防型デイサービス・人欠・同一建物(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		783	70%	1月につき
A7	3711	予防型デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※4回まで算定可	380	70%	1回につき
A7	3712	予防型デイサービス2(回数)	要支援2	※8回まで算定可	391	70%	1回につき
A7	3713	予防型デイサービス・同一建物減算(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		305	70%	1回につき
A7	3714	予防型デイサービス・定超(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		266	70%	1回につき
A7	3715	予防型デイサービス・定超・同一建物(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		191	70%	1回につき
A7	3716	予防型デイサービス・人欠(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		266	70%	1回につき
A7	3717	予防型デイサービス・人欠・同一建物(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		191	70%	1回につき

◎加算

A7	3721	予防型デイサービス若年性認知症受入加算			240	70%	
A7	3722	予防型デイサービス生活機能向上グループ活動加算			100	70%	
A7	3723	予防型デイサービス運動器機能向上加算			225	70%	
A7	3724	予防型デイサービス栄養改善加算			150	70%	
A7	3725	予防型デイサービス口腔機能向上加算			150	70%	
A7	3726	予防型デイサービス生活機能向上連携加算 I			200	70%	
A7	3727	予防型デイサービス生活機能向上連携加算 II	(運動器機能向上加算を算定している場合)		100	70%	1月につき
A7	3728	予防型デイサービス栄養スクリーニング加算	※ 6月に1回のみ算定可		5	70%	
A7	3729	予防型デイサービス選択的サービス複数実施加算 I 1	運動器機能向上及び栄養改善		480	70%	
A7	3730	予防型デイサービス選択的サービス複数実施加算 I 2	運動器機能向上及び口腔機能向上		480	70%	
A7	3731	予防型デイサービス選択的サービス複数実施加算 I 3	栄養改善及び口腔機能向上		480	70%	
A7	3732	予防型デイサービス選択的サービス複数実施加算 II	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上		700	70%	
A7	3733	予防型デイサービス事業所評価加算			120	70%	
A7	3741	予防型デイサービス提供体制強化加算 I イ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3707と算定>	72	70%	1月につき
A7	3742	予防型デイサービス提供体制強化加算 I ロ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3707と算定>	48	70%	
A7	3743	予防型デイサービス提供体制強化加算 II(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3707と算定>	24	70%	
A7	3744	予防型デイサービス提供体制強化加算 I イ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3717と算定>	18	70%	
A7	3745	予防型デイサービス提供体制強化加算 I ロ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3717と算定>	12	70%	1回につき
A7	3746	予防型デイサービス提供体制強化加算 II(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3717と算定>	6	70%	
A7	3751	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算 I(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3707と算定>	100	70%	1月につき
A7	3752	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算 II(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3707と算定>	73	70%	
A7	3753	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算 III(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3707と算定>	39	70%	
A7	3754	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算 I(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3717と算定>	23	70%	1回につき
A7	3755	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算 II(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3717と算定>	17	70%	
A7	3756	予防型デイサービス介護職員処遇改善加算 III(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3717と算定>	9	70%	
A7	3757	予防型デイサービス介護職員等特定処遇改善加算 I(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3751～3753と算定>	20	70%	1月につき
A7	3758	予防型デイサービス介護職員等特定処遇改善加算 II(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3751～3753と算定>	17	70%	
A7	3759	予防型デイサービス介護職員等特定処遇改善加算 I(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3754～3756と算定>	5	70%	1回につき
A7	3760	予防型デイサービス介護職員等特定処遇改善加算 II(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3754～3756と算定>	4	70%	

(2) 機能訓練デイサービス

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付率	算定 単位
種類	項目						
A7	包括	3801 機能訓練デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※6回以上利用時に算定可	1655	70%	1月につき
A7		3802 機能訓練デイサービス2(包括)	要支援2	※11回以上利用時に算定可	3393	70%	1月につき
A7	回数	3811 機能訓練デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※5回まで算定可	322	70%	1回につき
A7		3812 機能訓練デイサービス2(回数)	要支援2	※10回まで算定可	332	70%	1回につき
A7		3821 機能訓練デイサービス運動器機能向上加算			225	70%	1月につき
A7		3822 機能訓練デイサービス栄養改善加算			150	70%	
A7		3823 機能訓練デイサービス口腔機能向上加算			150	70%	
A7		3824 機能訓練デイサービス選択のサービス複数実施加算Ⅰ1	運動器機能向上及び栄養改善		480	70%	
A7		3825 機能訓練デイサービス選択のサービス複数実施加算Ⅰ2	運動器機能向上及び口腔機能向上		480	70%	
A7		3826 機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(運動器機能向上加算を算定している場合)		100	70%	
A7	包括	3831 機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801または3802と算定>	100	70%	1月につき
A7		3832 機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801または3802と算定>	73	70%	
A7		3833 機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801または3802と算定>	39	70%	
A7	回数	3834 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811または3812と算定>	20	70%	1回につき
A7		3835 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811または3812と算定>	14	70%	
A7		3836 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811または3812と算定>	8	70%	

(3) ミニデイサービス

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付率	算定 単位
種類	項目						
A7	包括	3901 ミニデイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※7回以上利用時に算定可	1655	70%	1月につき
A7		3902 ミニデイサービス2(包括)	要支援2	※13回以上利用時に算定可	3393	70%	1月につき
A7	回数	3911 ミニデイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※6回まで算定可	266	70%	1回につき
A7		3912 ミニデイサービス2(回数)	要支援2	※12回まで算定可	273	70%	1回につき
A7		3921 ミニデイ入浴加算	※桜井市独自設定加算		50	70%	1月につき
A7		3931 ミニデイサービス運動器機能向上加算			225	70%	
A7		3932 ミニデイサービス栄養改善加算			150	70%	
A7		3933 ミニデイサービス口腔機能向上加算			150	70%	
A7		3934 ミニデイサービス選択のサービス複数実施加算Ⅰ1			480	70%	
A7		3935 ミニデイサービス選択のサービス複数実施加算Ⅰ2			480	70%	
A7	包括	3941 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3901または3902と算定>	100	70%	1月につき
A7		3942 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3901または3902と算定>	73	70%	
A7		3943 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3901または3902と算定>	39	70%	
A7	回数	3944 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3911または3912と算定>	16	70%	1回につき
A7		3945 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3911または3912と算定>	12	70%	
A7		3946 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3911または3912と算定>	6	70%	

※ ミニデイ入浴加算は、桜井市が独自で設定する加算です。基本報酬と併せて、国が定める額(介護予防給付の準備)を超えることはできません。
 事業対象者・要支援1は1,655単位、要支援2は3,393単位を上限とします。

F 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード 種類	項目	サービス名称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
AF	2100	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントA	431	1月につき
AF	2101	介護予防ケアマネジメントA・初回	介護予防ケアマネジメントA+初回加算	731	
AF	2102	介護予防ケアマネジメントA・連携	介護予防ケアマネジメントA+介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	731	
AF	2103	介護予防ケアマネジメントA・初回・連携	介護予防ケアマネジメントA+初回加算+介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	1031	
AF	2300	介護予防ケアマネジメントC	介護予防ケアマネジメントC	431	
AF	2301	介護予防ケアマネジメントC・初回	介護予防ケアマネジメントC+初回加算	731	